

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成元年6月1日、資格喪失日が4年2月1日とされ、当該期間のうち、4年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同支店における資格喪失日を4年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

昭和51年4月1日から継続してA社に勤務しているが、平成4年2月1日に同社B支店から本社に異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が当初、同年1月31日と届け出られていた。7年12月ごろ、会社が当該届出の誤りに気付き、同支店での資格喪失日を4年2月1日とする訂正の届出を行ったが、その時点では時効により同年1月分の保険料を納付することができなかつたため、同年1月は厚生年金の年金額の計算の基礎とならない期間とされている。しかし、申立期間は保険料が控除されていたはずなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、当初、資格取得日が平成元年6月1日、資格喪失日が4年1月31日と届け出られていたが、平成7年12月に

同社B支店が喪失日の誤りに気づき、喪失日訂正の届出（平成4年1月31日を同年2月1日に訂正）を行っている。しかしながら、既に時効により保険料の徴収ができないため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、喪失日は同年2月1日に訂正されたが、申立期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

一方、A社の人事記録及び回答書によると、申立人が昭和51年4月1日から継続して同社に勤務（申立人は平成4年2月1日に同社B支店から同社本社に異動。）し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成3年12月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると申立期間に係る厚生年金保険法第75条該当の処理が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成7年12月に行われていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る4年1月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 61 年 8 月 30 日まで
昭和 56 年 2 月 2 日に A 社が厚生年金保険の適用事業所となり、事業主である私も同時に厚生年金保険に加入した。加入後、適用事業所でなくなった昭和 61 年 8 月 30 日まで、私の月給は毎月 41 万円であったと思うが、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は、56 年 2 月から 58 年 10 月までは 41 万円となっているにもかかわらず、58 年 11 月から 59 年 7 月までは 32 万円、59 年 8 月から 61 年 7 月までは 22 万円に下がっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が申立期間当時に業務委託していた税理士から提出された臨時社員総会議事録（昭和 58 年 8 月 11 日及び 59 年 5 月 17 日開催）によると、58 年 8 月の総会では、申立人の取締役報酬をそれまで月額 40 万円であったものを 58 年 8 月分から月額 30 万円に減額することが決議され、59 年 5 月の総会では、59 年 5 月分から申立人の取締役報酬を月額 20 万円に減額することが決議されており、これらの報酬額はオンライン記録の標準報酬月額と概ね一致している。

また、当該税理士及び A 社の元従業員は、いずれも、「申立期間当時、A 社の経営状況は悪かった。」と回答しており、上記の取締役報酬の減額が決議された背景がうかがわれる。

さらに、A 社における厚生年金保険被保険者 6 人全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、標準報酬月額等の記載内容に不自然な点は無く、オンライン記録とも一致しているほか、遡及して標準報酬月額の記録が訂正されている形跡も見当たらない。

加えて、A社が業務委託していた税理士事務所及び社会保険労務士事務所は、当時の賃金台帳等の関連書類を保管していないほか、申立人も給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。